

仕 様 書

- 1 件 名 ドラム缶の購入（単価契約）
- 2 契約期間 契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで
- 3 納品場所
 - (1) 瀬崎仮置場（草加市瀬崎六丁目2070番地）
 - (2) リサイクルセンター（草加市稲荷一丁目8番2号）
 - (3) 環境業務センター（草加市青柳六丁目23番3号）
- 4 積算方法 発注予定数をもとに、ドラム缶1個あたりの単価を算出すること。
- 5 支払方法 業務完了払
- 6 規 格 等
 - (1) 材 質
J I S G 3 1 4 1（冷間圧延鋼板・鋼帯）及び規格品を使用すること。
 - (2) サイズ
サイズ及びその許容差は J I S Z 1 6 0 0 - 1 9 9 3 と同等とする。
 - (3) その他
蓋、バンド、パッキン付きのものとする。（中古品も可。）
- 7 発注予定数 160缶
- 8 返 品 等
本件契約後、納品されたドラム缶について、破損等の不具合又は本仕様を満たさないものであることが発見された場合は、受注者の責任において無償により本仕様を満たすドラム缶に交換すること。
- 9 納 期
事前に担当課と協議し、市が指定する「2 納品場所」へ指定する発注数を期日までに納品することとする。
 - (1) 納品場所への立入りについて
受注者は、各施設内においては、市の指示を遵守し、施設業務に支障を来たさないよう施設管理委託業者と協議、調整、連絡等を密に行うこと。
なお、草加市リサイクルセンター及び瀬崎仮置場は、発注者が業者に管理を委託しており、当該施設管理委託業者は発注者の指示を代行できるものとする。
 - (2) 場内交通及び納品について
受注者は、発注者又は施設管理委託業者の指示に従い、搬入車両、通行者等安全に十分留意した上で決められた場内経路を通行し、納品作業を行うこと。
また、納入場所は発注者又は施設管理委託業者の指示に従うこと。
 - (3) 搬入時間について
搬入時間は、開庁日の午後5時までとする。
また、荷降ろし作業は、市が指定する場所とし、当該作業すべて受注者で行うこと。

10 事故・施設等の損傷の責任

受注者は、納品作業中に受注者の責めに帰すべき要因による事故・損傷が発生した場合、直ちに発注者にその内容を報告し、適切な措置を講ずるとともに、受注者の責任において対応・復旧すること。また、運搬の際は、道路交通法等関係法令を遵守し、過積載は厳禁とする。

11 その他

- (1) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

- 12 問合せ先 草加市市民生活部廃棄物資源課業務係 藤本
電 話 048(931)3972 (直通)
FAX 048(931)9993